

所管部課		行政管理部総務課		部長		矢吹 勇一	
件 名		東大和市表彰規程の一部を改正する訓令について					
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項	
関係事項	条例規則	東大和市青少年問題協議会条例 東大和市青少年問題協議会条例施行規則					
	部課機関						
1. 要 旨 東大和市青少年問題協議会が令和7年度をもって廃止されることに伴い、同協議会の所管する東大和市善行青少年表彰を継続するために本規程に包含させる等、必要な改正を行う。 (1) 主な改正点 ・第5条として、新たに青少年表彰の規定を加え、別表第3にその基準を明記する。 ・別表第2の一般表彰基準の対象者より、青少年問題協議会委員を削除する。 ・別表第2の一般表彰基準の対象者のうち「10 優れた善行により市民の模範となる者」の表彰基準をより明確なものに改める。 (2) 施行日：令和8年5月1日 2. 経 過（現時点に至るまでの経過） ・総務課において審査済み。 3. 留意事項（問題点等） ・改正後の青少年表彰のうち、特に小・中学生の表彰については、教育委員会の児童・生徒表彰の基準に照らし合わせて補完する運用とする。 4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。 5. 審議結果 決定							